

No.	小分類	質問	回答
1	01 制度設計	事業の目的は何ですか。	高校生の皆さんが自身の適性・興味関心にあった進路の選択肢を広げるため、遠距離通学している高校生を支援することを目的としています。
2	02 交付要件	どのような人が対象になりますか。	以下の全てに該当する方が対象となります。 (1) つくば市の住民基本台帳に記録されていること。 (2) 高等学校等（学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）又は高等専門学校（第1学年から第3学年）に在学していること。 (3) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること（定時制又は通信制の課程の場合は、19歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。）。 (4) 通学距離が片道6km以上であること。 (5) 交付金を申請することについて、保護者等の同意を得ていること。
3	02 交付要件	私立の高等学校等は対象となりますか。	私立の高等学校等も対象です。
4	02 交付要件	通信制の高校は対象となりますか。	通信制の高校についても、学校又は通信教育連携協力施設（サポート校）におおむね週1日以上通学しており、当該通学先までの通学距離が片道6km以上であれば対象となります。
5	02 交付要件	自家用車で送迎により通学していますが、交付金の対象となりますか。	自家用車の送迎も対象です。
6	02 交付要件	家から学校までの最短距離は片道6km未満ですが、実際に通学している経路は片道6km以上です。交付金の対象となりますか。	家から学校までの最短距離が6km未満でも、通学路の安全性等を考慮して実際に使用している通学経路の距離が片道6km以上であれば、交付金の対象と認められる場合があります。 その場合は、申請の際に実際に使用している通学経路が分かる図面を添付してください。
7	03 申請方法	申請に必要な書類は何ですか。	以下の書類を添付していただきます。 (1) 学生証又は在学証明書の写し（通信教育連携施設（サポート校）に通学している場合は、当該施設に係る学生証又は在学証明書を含む。） (2) 振込先の口座を確認できる書類の写し (3) 住民票の写し（市が住民記録により確認することに同意いただける場合は不要）
8	03 申請方法	申請から交付までの流れを教えてください。	交付金の申請から支払いまでの流れは次のとおりです。 (1) 市ホームページ（いばらき電子申請・届出サービス）から申請（書類の郵送・持参も可能） (2) 市から申請者へ交付（不交付）決定通知書を郵送 (3) 交付決定した方に、順次交付金を振り込む
9	03 申請方法	申請方法について教えてください。	以下のいずれかの方法で申請してください。 (1) 「いばらき電子申請・届出サービス」から申請 (2) ホームページに掲載している申請書を印刷し、必要書類を添付の上、郵送又は教育総務課へ直接提出により申請
10	03 申請方法	申請期間はいつからいつまでですか。	今年度分の申請期間は7月1日から1月31日までです。
11	03 申請方法	申請してから交付金が振り込まれるまではどれくらいかかりますか。	申請から交付（不交付）決定の通知までに1か月程度かかります。 また、交付決定後に交付金を振り込むまでに1～2か月程度かかりますので、申請から振込までは2～3か月程度かかる見込みです。
12	03 申請方法	交付金の振込先口座は、高校生本人名義の口座でなければなりませんか。	振込先口座は、高校生本人又は保護者名義の口座を指定してください。
13	03 申請方法	いばらき電子申請・届出サービスから申請する場合、利用者登録が必要ですか。	申請の際は、いばらき電子申請・届出サービスの利用者登録が必要です。 利用者登録がお済みでない場合は、新規に利用者登録の上、申請してください。
14	03 申請方法	いばらき電子申請・届出サービスの利用者登録は、高校生本人の名義で登録する必要がありますか。	いばらき電子申請システムの登録は、高校生本人又は保護者名義のどちらでも構いません。 交付金の申請フォームは高校生本人の名義で入力いただくため、新規に利用者登録する場合は、高校生本人の名義で登録すると円滑に申請できます。